

講演

「家族信託」をめぐって

東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長 沖野眞巳



はじめに

ご紹介に預かりました沖野でございます。信託協会は、本年は創立から99年目、令和8（2026）年1月には100年を迎えるということで、まずそのことをお祝い申し上げたいと思います。少し早いかもしれませんけれども、おめでとうございます。

また、今回は第100回の信託大会ということで、このような記念となる大会に貴重な機会をいただきましたことを大変光栄に存じております。

本日は家族の信託についてお話をさせていただきます。まず、家族の信託についてお話しする前段階といたしまして、日本における信託・信託法の歴史を振り返ってみておきた

一 目 次

はじめに

1. 日本における信託・信託法・信託業の展開
 - (1) 信託制度の導入と信託法の成立
 - (2) 信託の認知
2. 高齢化社会と信託
 - (1) 高齢者人口の拡大
 - (2) 認知障害の増大
 - (3) 高齢者の消費者被害の増加
 - (4) 「貯蓄から投資へ」
 - (5) 家族の多様化
 - (6) 家族の財産管理・承継の手法

- (7) 家族の財産管理・承継手法としての信託
3. 「家族信託」をめぐって:ある事例（近時の裁判例）をてがかりに
 - (1) ある信託
 - (2) 信託条項
 - (3) 東京地裁判決（第1訴訟）：東京地
判平成30年10月23日
 - (4) 東京地裁判決（第2訴訟）：東京地
判令和5年3月17日
 - (5) 本件信託をめぐって

いと思います。次に、家族の信託が注目される背景として、高齢化社会と信託についてお話しします。最後に、「家族信託をめぐって」と題して、最近の裁判例で問題となった信託の利用例を取り上げて、家族の信託について考えてみたいと思います。

1. 日本における信託・信託法・信託業の展開

(1) 信託制度の導入と信託法の成立

日本の法令において信託が登場するのは明治33（1900）年の日本興業銀行法で、そこに地方債証券、社債券および株券に関する「信託」の業務が挙げられておりました。しかしながら、これは「信託」という言葉こそ使われているものの、法技術的な意味での信託ではなく、当時の内容からすると、「預かる」という意味であったとされています。

現在に至る信託制度の導入を日本で初めて実現したのは、明治38（1905）年の担保附社債信託法です。これは、日露戦争後の復興のために外資を導入する目的で、当時の国際的な金融市場の中心であったロンドン市場における社債発行を念頭に置いたものでした。外資の調達のために担保を付す必要があり、担保付社債を発行することになるのですが、当時のロンドン市場では、担保付社債は社債管理会社が総社債権者のために担保権を保有する方法によって発行されており、いわゆる担保権信託（セキュリティ・トラスト）が用いられていました。そこで、日本でも同様の形の担保付社債について、担保権を信託の形で保有することで、投資家である社債権者の変動にもかかわらず一元的な担保権管理を可能とすべく、担保権信託の制度を社債について

導入しました。日本における信託の利用は、法制度上、このような商事の利用から始まりました。

担保附社債信託法の制定後、明治末期から大正にかけて「信託」を名に持つ会社が多く登場します。当時、信託会社は、東京信託や神戸信託、関西信託など500社近くありました。優良な信託会社もありましたが、むしろ大半は無尽の会社あるいは高利の貸金業者であり、経営力が十分ではなく、信用力に乏しく破綻する所もかなりあったと言われています。現在であれば、消費者被害が問題になるようなことではないかと思います。このため、信託業についての適正化が必要だと考えられるようになります。信託の一般的な法原則や制度を明確にし、信託業を定義し、単純な貸金業者には信託の名称を使用させないために営業主体を主務大臣から免許を受けたものに限定して健全な育成を図る。これらを実現するのに大正11（1922）年に信託法と信託業法という2つの法律が制定されました。ここにおいて、担保付社債信託または担保権信託にとどまらない信託一般の制度や信託業の規制が法定されることになりました。ここで注目されるのは、その発想や土台において、これらの信託法や信託業法が、「信託」という名称の濫用を前にして、非常に規制色の強いものであったということです。健全な信託業の育成のために妙なことはさせないという発想が強かったということになります。

ところで、信託法や信託業法を制定すると言いましても、ゼロから作り出すというのは非常に困難です。制定の際には、当時、立法を持っていましたインド信託法と民法の中に信託の規定があったカリフォルニア州民法が参考にされました。やはり法文があると参考にし

やすいということがあります、信託法の起草を検討するにつれて、参考する法令・法制は、むしろイングランドの判例法や学説にシフトしていく、最終的にはその影響が強くなったと言われています。日本の信託法や信託業法が想定する信託は、イングランドの信託に根を得ていると言つてよいでしょう。

そのイングランドの信託の由来を見ると、その起源には諸説あるものの、有力であるのは中世のユースという土地をめぐるアレンジメントです。これは、封建制のもとでの負担を回避し、家族に土地の利益を享受させるために開発されたものでした。封建制のピラミッドの中では、土地の所有が複層化していて、それぞれの段階で様々な負担の付いたものとなっていました。また、相続をめぐっては長男子相続制がとられており、そのもとでは、子供がいない、あるいは、男子がいないまま所有者が死亡すると、土地の所有権は失われます。さらに遺贈を含め土地の死因処分は許されず、これらの場合には結局、領主に召し上げられてしまう事態になっていました。また、相続人がいても未成年の場合には未成年後見ということになります。現在の日本では、未成年者の場合一般に両親が法定代理人となるわけですが、英米では必ずしもそうではありません。そこに信託の活用の余地もあるわけですが、そのことはさておき、中世の封建制のもとでは、未成年者が相続人であったときには領主が後見人になるということとなっていました。そして、当時の後見は、本人のための後見ではなく、後見人のための後見であったとい言われ、後見の間に生じた利益は後見人が取るという形であったと言われています。したがって、成人するまでの間の土地の利益は、上位の領主に吸い上げられてしま

うということになっていました。また、長く続く薔薇戦争の中で勝者と敗者が入れ替わり、敗者の側についた途端に財産没収の浮き目に遭うという事態も生じ、勝敗は時の運でリスクが非常に大きいという事情もありました。生前の土地の譲渡は認められていましたから、これらの事象が生じる可能性に対処するために、土地を譲渡した上で、譲受人は自らではなく譲渡人の家族であるその配偶者や子供の利益のためにその土地を保有するというアレンジがされるようになります。これがユースと言われるものであり、その他にも、十字軍遠征のために土地を離れる際に、その間に何かあった場合に備えてユースが使われていました。

英米法では、コモン・ローとエクイティという2つの法制のもとで、コモン・ロー上は所有権が移転しているために譲受人こそが土地の権利者であるものの、エクイティのもとでは、良心に従った公平の観点から、「その利益のために」とされた主体である受益者の権益が認められるようになります。また、確立していきます。封建領主からすれば、相続や後見による負担の回避となるので、ユース禁止法なども出されました。その後をかいくぐってユースが展開し、名称もトラストへ変化してきました。この仕組みが封建制の後も生き残り、様々に使われていくという経緯を辿ります。

ここで確認しておきたいのは、イングランドにおけるユースを起源とする信託は、元来、家族の中での財産の管理・承継という文脈で展開し、その法理や権利義務が確立されたことです。それに加えて、信託の仕組みが家族の財産の管理・承継においても、土地にとどまらない各種の財産について用いられ、信託

が行われるようになり、また、財産運用の手法としても使われるとともに、さらに商事の利用へと展開していくという、民事の信託から商事の信託へという利用の流れがあることです。

これに対して、日本ではロンドン市場での資金調達を念頭に置いた担保附社債信託法をはじめ、信託会社の適正化、信託業の健全化のために制定された信託業法と、その前提としての信託法というように、いわゆる商事の信託が出発点でした。法制がイングランド法の影響を強く受けているのに対して、信託業や信託ビジネスについては米国に目が向けられていきました。

これは、イングランドの信託制度が米国でも維持、採択され、信託業が米国で発展したという事情があります。明治期に、米国の信託業務に着目したひとりが、当時の第一銀行の渋沢栄一です。渋沢は第一銀行検査課長の高木正義を米国に派遣し、明治34（1901）年にはそれに基づく「米国信託会社業務調査報告書」が提出されています。

信託業ないし信託ビジネスに着目しますと、信託法および信託業法が大正11（1922）年に制定されてからは、大正13（1924）年に三井信託、大正14（1925）年に安田信託と住友信託、昭和2（1927）年に三菱信託というように、現在の有力な信託銀行の設立を見ることになります。それと並行して、500社近い信託会社は40社弱までになりました。信託法および信託業法制定後は、信託業務が整理され、金銭信託や金外信託、物の信託といった信託の業務とともに、併営業務として、公社債の募集・引受けや不動産業務、そして遺言の執行等、現在に至るまでその業務が展開されています。その後、信託業務と銀行業

務の兼営を認める「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（兼営法）が制定され、銀行による信託会社の吸収合併や、信託会社が銀行法上の銀行に転換して信託業務を兼営するなど、信託銀行が活躍していきます。

（2）信託の認知

少し時代を飛びまして、第二次世界大戦後は、戦後復興のために必要な資金をいかに調達するかということと、安定的な供給をどうするかという観点から昭和27（1952）年に貸付信託法が制定され、それを受けて貸付信託は信託銀行の主力商品となり、その時代が続きました。現在、商品としての貸付信託は提供されていないと承知していますが、第二次世界大戦後から高度経済成長期において長期の間接金融を担い、産業育成を支える役割を果たしたのが貸付信託であり、また、その提供者である信託銀行等であったということは確かでしょう。年金関係での信託も、年金という社会のインフラの一翼を形成し、それは現在にも続いています。そのほかにも、公益信託や土地信託、資産流動化・証券化の信託などが展開されています。

信託の利用目的や商品が多様化するに伴い、規制色が強く、怪しいことはさせないと基本方針としていた大正の信託業法に対し、例えば知的財産を信託財産とすることなどの信託財産の種類の拡大や、受託者となる主体の扱い手の拡大を図る信託業法の改正が、平成16（2004）年に行われます。

信託の基本的な法律関係を定める信託法についても、信託の活用可能性を高め、過度に抑制的であった規律を改めて現代化・合理化を図り、それとともに濫用対策の諸規定を設

けるべく信託法が見直され、平成18（2006）年に現在の信託法が制定されました。公益法人制度改革の行方を見据える必要があるとして、公益信託制度はいったん切り離され、大正信託法にとどめ置かれた公益信託法の規律が「公益信託ニ関スル法律」と名称を変えて残っていました。その後、紆余曲折を経て、ついに令和6（2024）年に改正が行われ、公益信託法が制定されて、大正の信託法の見直しが完成したということになります。

「信託」を名称に持つ会社の乱立と名称に値しない実態を前に、信託業の適正化を図り、また、関係者の保護を重視した信託業法や信託法のもとにおいても、理論的には信託の利用可能性は無限であって、例えば、自由と創造性が特徴である（能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004年）5頁）とされたり、信託の事例は無数にあり得るわけで、それを制限するものがあるとすれば、それは法律家や実務家の想像力の欠如にほかならない（四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）15頁注（一））と言われておりました。ただ、そうは言っても規制色が強いということもあり、それが平成18（2006）年の信託法制定により、法制度としても信託の幅広い利用可能性を支える仕組みが用意されたということになります。これは、信託への期待を法制度として受け止めたということになるわけです。そのことは、その反面において、あるいは、その前提において、信託の活用が期待されるものとして認知されるようになった、つまり、信託制度の意義の認知が確立してきたと言えるでしょう。

このことは様々な局面で見られます。ごく一例、かつ、少し前の話になりますが、例えばビットコインの流出があると、顧客の財産

を保全するために信託を用いることができないか、このような暗号資産を信託財産の対象とできるか、さらには情報の信託など、様々な現代における信託の活用が言われます。このように、何か問題があったときに信託で対処できないかということが言われるようになつたことは、信託制度に対する信頼や期待というものが確立されていることを表していると思われます。他にも、顧客が預けた財産の毀損や費消が問題となるときに、信託の利用が「直ちに」と言つていいほどに念頭に浮かぶことは、信託の制度に対する信頼の表れだと考えられます。

また、後ほど申し上げる高齢化社会の中では、成年後見制度への期待も大きいところですが、平成24（2012）年からは後見制度支援信託が実施されています。これは、制度として何か新しく法律が制定されたということではなく、信託法や信託業法のもとで、それを活用して後見制度支援信託という形で利用を伸ばしてきたというものです。このような後見制度支援信託は、後見制度における家族の後見人による財産の自己利益使用を制約しています。意図せずに自分の財産として使ってしまうことのほか、積極的に濫用して使ってしまうことの両面がありますが、後見人による財産の自己利用あるいは濫用を制約する対策として展開したものであって、信託という仕組みと信託銀行への信頼を土台にするものであったと言えます。なお、この後見制度支援信託は、現在は後見制度支援預金が展開しており、身近な利用方法としてはむしろ預金の方が活用もされているということで、その意味でやや後退気味であるものの、後見制度支援信託によって道を開いたという意義は強調して余りあるものと考えております。

そのような信託の信頼性や安定性を基礎にした信託の利用可能性の中には、例えば事業の信託などもありますが、特に意識されたものの1つが高齢社会における家族の信託でした。信託法の中には、遺言代用信託と呼ばれる規律や受益者連続型信託ないし受益権連続型信託と呼ばれる規律が用意されており、それとともに、より一般的に家族における財産の管理や承継のための信託の仕組みの利用が想定され、期待されてきました。このような「家族信託」への期待やその利用の背景には、なんといっても高齢化社会の現実があります。

そこで、この後は高齢化社会と信託を取り上げることとして、高齢者人口の拡大、認知症・軽度認知障害の増加、消費者被害、そして、「貯蓄から投資へ」の政策転換と老後の財産基盤についての自助努力の促進、家族の多様化とさまざまな財産の管理・承継を確認していきます。

2. 高齢化社会と信託

(1) 高齢者人口の拡大

第1は、高齢者人口の拡大についてです。『令和6年版高齢社会白書』2~6頁によると、2023年10月1日時点で日本の総人口は1億2,435万人、そのうち65歳以上が3,623万人で総人口の29.1%、75歳以上は2,008万人で総人口の16.1%を占めています。かつて、1950年には65歳以上は総人口の5%以下でしたが、その後もずっと高齢化率が上昇を続け、また、それが倍増していく期間が非常に短いことがあります。諸外国と比べても非常に突出したカーブが見られます。一方、15歳から64歳の人口は、1995年の8,716万人を

ピークに減少に転じています。

様々な海外からの人材流入などを含めるとどうなるかはわからないのですが、総じて人口は減少する一方で、高齢化率は上昇を続けていくと考えられており、2037年には総人口の3人に1人が高齢者になると予測されています。2043年以降は65歳以上の人口も減少に転じるとされていますが、なお高齢化率は上昇を続け、2070年には総人口の2.6人に1人が65歳以上となるという推計が示されています。

平均寿命も伸びており、2021年時点の平均寿命は男性が81.05歳、女性が87.09歳でしたが、2070年には男性が85.89歳、女性は91.94歳に達すると予想されています。つまり、65歳を超えた後、平均で見ても20年あるいはそれ以上の生涯が待っているということになります。

(2) 認知障害の増大

第2は、認知障害の増加、普遍化です。認知症は誰でも発症する可能性があり、多くの人にとって身近な存在です。厚生労働省の将来推計（「認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計」）に2022年の高齢者の認知症有病率は12.3%、高齢者の軽度認知障害(MCI: Mild Cognitive Impairment)の有病率は15.5%となっております。推計の仕方は色々あるようですが、最近の推計によりますと、各年齢層の認知症有病率が一定であると仮定した場合には、認知症有病率は2025年には18.5%で、それが増加すると仮定した場合には20.0%になるというわけです。さらに、この推計結果を2012年の認知症患者462万人に当てはめると、2025年の認知症患者数は約700万人となりま

す（「成年後見制度の現状」4頁（<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf?campaign=sbi>）に引用の二宮利治教授（研究代表）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」）。

（3）高齢者の消費者被害の増加

第3は、高齢社会と認知障害が普遍化する中で、特に日本において特徴的なこととして、高齢者の消費者被害が増加しているという事情があります。消費者取引における高齢者の被害件数は増加の一途をたどっており、国民生活センターによると、全国の消費者相談件数の3割以上は高齢者が関係するケースです。

これに対して様々な啓発活動や予防対策が行われていますが、高齢化が進むにつれて高齢者の消費者被害はさらに増加すると懸念されています。なぜ様々な啓発活動や予防対策が行われているにもかかわらず高齢者の消費者被害が増加の一途をたどるのかというと、高齢者が持つ3大不安は「お金・健康・孤独」であると言われています。そして、悪質業者は、言葉巧みにこれらの不安を煽り、親しみを込めて信用させ、年金や預貯金などの大切な資産を狙うのです。寿命が長くなるにつれて、将来に向けた蓄財も必要になってくるところ、それが狙われるということです。また、高齢者は自宅にいることが多いために、電話勧誘販売や訪問販売による被害にも遭いやすいという状況があり、ターゲットとするには十分な特性を有していると言えます（国民生活センター「高齢者の消費者被害」https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/koureisha.html、「65歳以上の消費生活相談の現状」<https://www.kokusen.go.jp/>

news/data/n-20240913_1.html）。また、そのような悪質業者から狙われるばかりではなく、加齢による認知能力の減退は、悪質でない事業者との契約においても、高齢者をして脆弱な消費者あるいはその属性ゆえの脆弱性を持った消費者を構成することになります。

（4）「貯蓄から投資へ」

第4に、「貯蓄から投資へ」ということや老後資金についての自助努力は、年金などについて特に言われているかと思いますが、これもまた高齢者に将来への不安を感じさせ、また取引へと後押しする効果を持っているように思われます。

このような高齢化社会において、認知症が身近で普通に見られ、判断能力の減退が一般化する中で、例えば20年以上の期間を過ごすことになる高齢者が、消費者被害に遭うことなく、あるいはその被害を小さくとどめ、安心して生活を送るための財産の管理をいかに図るかということが課題になります。

（5）家族の多様化

また、高齢化に伴い、相続をめぐる状況にも変化が見られます。人生が長くなりますと、一般的に家族形態は多様化します。例えば、婚姻をしていたが死別した、離婚した、再婚した。あるいは、子供たちと別居している、同居しているなど家族形態の多様化がしばしば見られてくるわけです。そうでなくとも、現在は法が想定していた法律婚家族以外の様々な家族形態が展開されています。高度経済成長期においては、比較的若くして亡くなるということがあります。そうすると、残された配偶者や未成年の子供をどうするのかという問題がありました。それを相続で手当てし

ていく、そして法定相続でよかったのですが、そういった事態が大きく変化していきます。高度経済成長期のような例はおそらく現在では少数であって、相続人も高齢者であることが少なくなく、特に子供は独立して別の家族を形成していることが多いと思われます。

このような中で、法が用意する法定相続の制度とは異なる財産の承継を実現したいという要望も出てきます。

(6) 家族の財産管理・承継の手法

能力の減退に対応した財産管理の仕組みとしては、信託が唯一のものではなく、成年後見制度もあります。法定の後見制度として、事理弁識能力の不十分さの程度に対応して、補助、保佐、成年後見の3類型が民法に設けられています。成年後見制度の利用促進は政府の施策でもありますが、後見制度の利用は、実際の認知の障害を有する人の数に比べると圧倒的に少なく、低调であると言われています。その要因は様々あるわけですが、だからこそ、現在、法制審議会に民法（成年後見等関係）部会が設置され、審議が進められています。少なくとも、現行の法定後見制度には、硬直性や過剰性、ステイグマ（偏見や烙印）などの問題を否めない上、本人の意思の尊重において問題があります。事理弁識能力の程度に応じた1対1対応の制度という画一性は、必要な範囲を超えた代理権付与や取消権付与をもたらします。

成年後見制度については、このような「入口」の問題とともに、「出口」において、もはや不要となっても、事理弁識能力の状態が変わらない限り終わることができないといった硬直性もあります。実際の成年後見制度の利用例を見ると、年齢は80歳以上の方の利用

が多く、そのような方が預金取引のために成年後見を使うという例があります。成年後見を利用すると、日常生活に関する行為以外の法律行為について全て成年後見人に取消権が付与され、また、包括的に代理権が付与され預金取引だけでなく、不動産等のあらゆる財産がその管理下に入ってしまいます。また、本人にとってみれば預金取引が終われば後見制度は不要なのですけれども、後見が継続してしまう。さらに、本人にとっては誰が自らの保護者となるかをコントロールできないという問題もあります。

財産の管理として見ても、例えば、むしろリスクを取った投資を自分は望んでいるという人が本人である場合に、果たして成年後見人がそれをできるのか。相當にリスクがあるということになりますと、そのリスクをとつてよいのかという問題があります。また、孫の教育資金を出したいということとしても、成年後見制度は本人のために安定的に財産を管理するということが必要ですので、そういうことはなかなか難しい。そうすると、成年後見人による財産管理は本人の意思には必ずしもそぐわないかもしれないというような事態になりうるわけです。

本人の意思に即した制度としては、任意後見制度があります。これは、十分に能力がある段階で契約を結ぶもので、どのような事務処理を委ねるのか、誰に委ねるのかを本人がコントロールできます。さらに、これ自体は代理でもできるわけですが、任意代理には問題があり、その問題点をクリアすべく導入されたのが任意後見制度です。すなわち、公正証書が要求されることで締結意思の明確化を図り、また、万全ではありませんが、意思能力の存在を事実上担保し、後日の紛争を防止

し、さらに任意後見監督人を付することで、能力の減退した本人による監督という任意代理における監督の仕組みゆえに実効性に問題を抱えていたところを裁判所による間接的な監督を提供し、また、さらに後見登記によって取引の安全との調整を図るなどです。このように、任意後見は様々な問題を解決していくそうですが、この任意後見の利用も非常に低調である上、その発動においては裁判所に申立てをする必要があり、それによって任意後見監督人の選任をすることが必要になります。このため、現実には、本人の能力がそれに値するような程度に減退しているのかということをめぐって見解が対立すると、なかなか申請に行かないケースが多い。そうすると、せっかく用意していたのに発動されない、また、要件の充足をめぐって紛争が生じることも出てくると言われています。さらに、任意後見では、任意代理がそうであるように、本人による財産処分は制約されません。したがって、事後に考え直す機会を取消権によって得ることもできず、特に消費者被害に対しては無力であるという問題があります。

死亡による財産承継については、遺言や生前贈与、死因贈与がありますが、遺言でできることには限界があります。例えば、配偶者と死別して再婚したが、現配偶者との間には子はおらず、前婚との間で子供が何人かいるという場合、本人はどのようなことを気にかけるのか。仮に、現配偶者を気にかけ、自分が死んで残されたときに生涯の生活を安定的にしてあげたいということであれば、財産について、その収益などは生涯にわたって現配偶者に渡すということになります。ただ、そのままでは財産が現配偶者側の親族に流れてしましますので、現配偶者が亡くなったとき

には自分の子供に戻すという財産の流れを作りたいとしたときに、それを遺言や生前贈与、死因贈与でできるかということがあります。

これ自体は議論がありまして、遺言であれば後継ぎ遺贈という形での利用の仕方が言われておりますが、この有効性については民法上疑義があると言われていて、有効説も無効説もともに有力な状況です。さらには、できるとしても、いったいそれをどう実現するのか。例えば、現配偶者が売却してしまったり、その債権者によって差し押さえられたらどうするのかなど、実効的な実現という点でも難があります。生前贈与や死因贈与も同様に、自らが望むような財産の流れを作り出すということには課題があるわけです。

(7) 家族の財産管理・承継手法としての信託

そこで、信託です。能力の減退に備えつつ、自分の思う形での財産の管理運用を実現し、また、消費者被害に備え、加えて法定相続とは異なる形での財産承継を実現したいという場合、それをさらにワンストップでソリューションを与えられるというのが信託ということになります。

財産管理の柔軟性、たとえば信託にしておけばリスクのある投資もできるし、孫への教育資金の贈与もできるということもあります。また、消費者被害の防止も、財産が受託者の方に行くので、本人による契約自体は封じられませんが、財産が悪質業者に渡ってしまってなかなか取り返せないというような状態は防げるわけです。さらには、死亡による財産移転の円滑化や意に即した財産の流れの創出や実現ができるのが信託というわけです。

もっとも、信託の仕組みは、法技術という

点で技術性の高いものです。そのことを言い換えると、そう単純や簡単ではないということです。自由な設計ができるということは作り込みが必要となるのであって、その作成と維持管理にはコストが伴います。そして、信託は、財産を受託者に移転し、受託者を財産の権利主体としつつ、その利益は受託者が享受することはできず、受益者が享受するという、名義主体と利益享受主体を分ける仕組みです。それを実現するメカニズムとして、受託者の信認義務とその違反に対する救済、受託者の名義となる信託財産の独立性が用意されています。このような信託を利用する場合、その鍵を握るのが受託者であり、受託者による適正な運営の確保です。

こうして着目される家族の財産管理や承継における信託の利用ですが、家族の信託については、それまでも信託銀行の商品として福祉型と言われる特定贈与信託などもありましたが、数は限られていました。

平成18（2006）年の信託法の制定後は、税制のサポートのもと、教育資金贈与信託や結婚子育て支援信託などが商品化されて提供されています。そのような商品とは別に、家族の信託、特に家族の一員が受託者となるタイプの信託が、社会的に知名度が非常に高まっていて、利用も増加しています。このような状況には、司法書士や公証人、弁護士による後押しや尽力があります。

3. 「家族信託」をめぐって:ある事例(近時の裁判例) をてがかりに

(1) ある信託

利用が増加する一方で、家族信託をめぐる紛争も目立つようになっており、裁判例が登

場しつつあります。そこで、本日は、ある1つの信託の事例を取り上げます。東京地裁の平成30年判決と令和5年判決という2つの判決は、同じ信託、同じ関係者で、第1訴訟、第2訴訟が起こっているというものです。

事実関係をある程度簡略化して申し上げますと、平成28（2016）年11月、昭和11（1936）年生まれで80歳を超えるAは、昭和35（1960）年生まれの次男Bを受託者とする信託を公正証書で設定しました。公正証書ということは、公証人のチェックが入っているわけです。信託財産は、土地とその土地上にある賃貸建物です。平成28（2016）年11月に公正証書で信託契約を締結し、平成29（2017）年2月に不動産登記簿にAからBへの所有権移転登記と信託登記がされました。

Aの家族関係についてみると、配偶者Cが存命であり、Aとその配偶者Cとの間には長男Dと受託者になった次男Bという2人の子供（実子）がいます。ただ、Dは、信託設定の2年前に死亡しています。AとCは、Dの死亡後、平成28（2016）年にはDの配偶者であったEを養子にしています。またそれに先立って平成27（2015）年にはAの姪であるFを養子にしています。姪Fは体が弱く生涯が心配であったという事情のようです。また、Dの配偶者であったEはD自身に障害があつてなかなか働けない中で、Aが営むラーメン屋を手伝ってきたという事情があるようで、Eは現在、AとCと同居している状況です。Eは、いわゆる長男の嫁として尽力をし、同居してAの面倒を見ていたということが、ひとつ目のイメージです。このような中で養子縁組をしているということです。DとEの間には子供がいませんでしたので、仮にAが死亡したときの相続人は、その配偶者であるCと

子であるB、EおよびFということになります。Bの主張によると、Bは養子縁組の事実を知らなかつたなどということがあり、家族関係の複雑さが伺えるわけですが、仮に信託を設定していなければ、法定相続によって、土地建物はCについて2分の1、B・E・Fについてそれぞれ6分の1の持分の遺産共有となるわけです。

(2) 信託条項

どのような信託であったかについて、信託条項を見ますと、所定の不動産を本件信託財産として管理および処分することとされており、そこには「建物の建築を含む」ということがわざわざ明記されていました。それを行い、「受益者の生活・介護・療養・借入金返済・納税等に必要な資金を給付して受益者の幸福な生活及び福祉を確保すること並びに資産の適正な管理・運用・保全・活用を通じて資産の円滑な承継を実現することを目的」とするというわけです。また、委託者兼受益者であるAが死亡したときに信託は終了するとされています。受託者の事務処理に関して、受託者は、受益者またはその成年後見人等の要望に応じ、受益者の生活、介護、療養、納税等に必要な費用、賃貸不動産の賃料等である収益から受益者に隨時給付し、また、受益者の医療費、施設利用費等を銀行振込等の方法で支払うとされており、この部分が受益者の幸福な生活及び福祉を確保することに対応するものと思われます。さらに、本件信託の終了後、残余の信託財産は受託者に帰属させるとされております。「受託者に」と書かれているので、誰を指すのかという問題がありますが、想定されているのはBに承継させていくということでありましょう。この部

分がAの死亡によるBへの資産の円滑な承継の実現ということになると思われます。

その中で、本件訴訟で問題となり、また、信託法の話としても興味深いのが、終了に関する信託契約の条項です。

(3) 東京地裁判決（第1訴訟）：東京地判平成30年10月23日金融法務事情2122号85頁

第1訴訟の争点になった信託の終了について信託契約の条項によると、受益者は、「受託者との合意により、本件信託の内容を変更もしくは本件信託を一部解除し、または本件信託を終了することができる」という条項になっています。言い換れば、信託を終了させるには、委託者と受益者の合意だけではなく、受託者との合意が必要であるという定めになっているわけです。このような信託が設定され、具体的には平成28（2016）年11月に公正証書で信託契約を締結し、平成29（2017）年2月には不動産の登記もしたのですが、同年の5月には、Aが信託契約は詐欺によるものであるとして取消しの意思表示をし、同年7月には、錯誤無効や債務不履行解除を理由に、本件信託契約の効力を否定して、信託財産の返還、具体的には登記の抹消を求めて訴えを提起します。これが第1訴訟です。

第1訴訟において、Aは、予備的な主張として、信託の目的がもはや不達成となったとして信託の終了を主張し、さらに信託は委託者と受益者が合意によっていつでも終了させることができることで、委託者兼受益者Aの意思による任意の信託終了を主張しました。いずれにせよ信託は終了しているということで、信託財産の返還、具体的には登記の抹消を求めたというわけです。

なぜこのようなことになったのかという

と、Aの言い分としては、この土地は、古い家を取り壊して更地にし、そこに新しい自宅兼賃貸建物を建てる予定であったということです。Aは既に金融機関から土地や建物の取得等のために借入れをしていて、それらの不動産には抵当権が付いており極度額も付されていました。Aは、新たに同じ金融機関から1億5,000万円の融資を受けて、さらに極度額も1億7,000万円に引き上げるという計画であったと言います。しかしながら、Aは80歳超で、自分で借入れができるかということがあります。Aは、古い家を請負業者に依頼して撤去し、同居するCとEとともに仮住まいに移ったものの、自分の年齢では借入れができないので、次男であるBに信託することで不動産を移転して、そこで新築計画を実現するはずであったというのです。信託の目的等の中に「建物の建築を含む」とわざわざ括弧で書いてあるのは、このような趣旨です。ところが、この新しい建物を建てて入居をするにあたり、Bが入居するかどうかをめぐって家族で争いになり、特にEとBとの折り合いが悪いという状況があったようで、そのために、Bはもう家を建てないと言ったわけです。新築を拒絶されてしまふと、Aとしては話が違うし、何のために信託をしたのかということで、詐欺や錯誤を主張したというわけです。

一方、Bの言い分として、Aは土地の購入などのために借入れを行っていますが、実はBが多くの部分について連帯保証をしていました。父親が借入れをするときに、息子が連帯保証してリレーをしていくということも想定されるわけですが、実際のところは分からぬものの、いずれにしろBは連帯保証をしていました。その連帯保証があるので、Aの

借入れの弁済や相続の困難を避けるために家族信託で解決を図ろうとしたというものであり、この信託はいわばA家の財産の管理・承継を目的するものであったというのがBの言い分です。

そして、この紛争の基底には、Aと同居するEとBの折り合いが悪いことがあるようです。こうして第1訴訟が起こったわけですが、第1訴訟においてAの請求は棄却されました。錯誤、詐欺、債務不履行の主張はいずれも退けられ、信託の目的が新築建物の建築にあったという点も否定され、そして、委託者と受益者の意思による信託の終了も本件の信託条項を理由に否定されております。信託法164条1項によりますと、委託者と受益者はいつでも信託を終了させることができますけれども、同条3項において、別段の定めがあれば、その定めによるとされています。本件の信託契約には、受益者は受託者との合意で信託を終了させることができるとありましたので、これが別段の定めであるということで、受託者の合意なくしては終了させることができないというのが裁判所の判断です。

(4) 東京地裁判決（第2訴訟）：東京地判令和5年3月17日（令和3年ワ第333382号・令和4年ワ第13277号）(LEX/DB25609105)

第1訴訟は以上で終わり、その後もこの関係は続いているわけですが、今度は第2の訴訟が起こります。

信託の設定後も賃貸建物は管理会社がずっと管理をしておりまして、収受した賃料はAに支払われておりました。

ところが、平成31（2019）年3月になり、Aの債権者がAの受益権の仮差押えを行いま

す。それを知ったBは、仮差押えにかかるAの債務を弁済しました。また、このままではAが経済的に破綻してしまうのではないかと案じ、貸主であり抵当権者である金融機関との間で免責的債務引受契約を締結します。Bも連帯保証人でしたので債務を負っていたわけですが、主債務者である父親Aについて債務を免除すると、Aに差押えがかかることもなくなりますので、金融機関とそのような契約をして、以後、Bが月20万円の元利返済を行うことになります。賃料は、令和2（2020）年7月まではAに管理会社から支払われていましたが、Bが以降は自分の方に振り込むように求め、賃料を基にしたAの生活費などはBから支払われるようになります。BはAに対する生活費として月によって30万円から80万円の間の支払いをしていましたが、Aからは、未納の保険料を払わなければいけないからということで、一時金として150万円を払ってほしいという連絡があり、Bとしては保険料を払うのであればということで150万を支払ったものの、結局、保険料はAから支払われないままであったというようなことが起こりました。

その後、令和2（2020）年6月になり、AはBに月30万円を毎月送金するようにということを求めましたが、Bは15万円が相当であるという回答をし、以後、15万円を支払っています。一定の年金はあるものの、15万円が生活費として相当なのか評価が分かれるところかと思いますが、そのようなことになっていました。さらに、9か月後にあたる令和3（2021）年3月になると、AはBに対して、帳簿の開示とこれまでの賃料の精算金全額の支払と、今後の賃料については必要経費を控除した全額を自分に支払うように求めました

が、もはやBは回答をしませんでした。その結果、翌月の同年10月に、AはBを受託者から解任すると通知し、長男の妻であり今や養女になっているEとの間でEが新受託者になる合意をしました。そうしますと、これが有効であれば、受託者Bが解任されて新受託者Eに代わっておりますので、新受託者であるEが、Bに対して財産の移転を求めることがあります。

このように、今度はEが新受託者として、Bに対し、不動産の所有権の移転登記と、これまで積み上がった収益分の清算ということで金銭の支払いを不当利得として求めたのが第2訴訟です。実は同時に、A自身も原告となって、受託者の任意解任権が制約されるなら信託契約自体が無効であると主張し、登記の抹消を請求する訴訟を提起しています。第2訴訟では、前提として受託者が有効に解任されているのかというのが問題となります。受託者の解任については、信託法上、委託者と受益者の合意でいつでも解任できるということになっています。先ほどの終了と似たような規律である信託法58条1項ですが、やはり同様に、信託行為に別段の定めがあればそれによるということになっています。同条の3項です。別段の定めはあったのかと言いますと、終了についての定めはあったものの、受託者の解任に関する端的な定めは信託契約にはありませんでした。そうすると、信託法58条1項によりまして、委託者兼受益者であるAがいつでも解任ができそうですが、裁判所はそのような判断をしませんでした。

第2訴訟は少し複雑な判断ですが、次のように言います。つまり、委託者兼受益者であるAが受託者であるBを任意に解任することができると解すると、Bが信託の終了に同意

しない場合、Aは任意にBを解任した上で、自らの意向に従う者を新受託者に選任し、その者との合意によって信託を終了することができることになる。これでは、Aの信託終了権限を制限した本件規定が実質的に無意味なものになる。本件信託契約においてAの解任権が留保されていて、解任がいつでもできると考えると、たとえBが適切に信託事務を処理していても、Aの一存で何らの合理的な理由もなく受託者が解任され、それまでの事務処理への対価を得ることもできない事態が生じることになる。しかし、AとBがそのような不公平な事態が生じ得ることを許容して本件信託契約を締結したとは考えがたい。そして、そのような事態を防止することがAの信託終了権限を制限する本件規定が置かれた趣旨であると考えられるというわけです。

以上によれば、信託の終了権限を制限する信託契約中の本件条項は、当然にその受託者の任意解任権をも制限するものだとされました。AとBの合意が要求される本件信託契約を終了させることは、Bを解任してAとBとの間の信託関係、信託契約を終了させることを含むことになります。その場合、信託は終了しないものの、いわば当該受託者との間では信託関係は終了させることになります。それをも制約するのだと、そのように解するのが契約当事者間の合理的な意思に沿うと言えるという判断です。そして、もちろんBは解任を争っているわけですので、合意はなく、解任はできないと判断されました。これが理由となって請求は棄却されました。受託者の方に、本当に義務違反などがあれば、これは別の条項で裁判所に解任を請求することができるものの、そういった主張立証もないというわけです。したがって、Bがもはや受託者

ではないことを前提としたEの新受託者としての請求は否定されるということです。

(5) 本件信託をめぐって

以上が裁判所の判断ですが、この東京地裁の2つの判決については、学説では評価が分かれています。

特に第2訴訟の判決について、解任を明定する信託条項がないにもかかわらず終了の条項が解任にも及ぶとしたことは、信託の終了と信託受託者の解任、任務終了との関係が別であるということを理解しないものではないか。また、委託者の意図よりも受託者の利益の保護を重視しているということが、受託者の利益享受を排除するという信託の仕組みそのものと相容れないのではないか。受託者の利益の保護は、確かに今まで信託事務処理をしてきたということに対しては、不利な時期に解任されたときには損害賠償の規定が用意されており、受託者の利益はそのような形で図るというわけで、解任の制限によって図るという立て付けにそもそもなっていない。このようなことが指摘されています。

また、第1訴訟につきましても、第1訴訟は比較的シンプルな条項通りの判断であるわけですが、そもそも受託者の合意を信託の終了に要求する趣旨が何であるのかといった指摘がされています。信託が、委託者の意図した財産処分を実現するものであるならば、例えば委託者兼受益者の判断能力が減退しているが故に、信託で企図した目的のためには信託を維持することが望ましいにもかかわらず終了させると言っている。そのときに、それは委託者のもともとの意図ではないためそのような事態をもたらさず、企図したことの確実に実現するために、受託者が委託者の意思

や判断をチェックするべく、受託者の同意や合意を要件としているというようなことも考えられるわけです。仮にそういう趣旨であるならば、受託者の合意を要求する場面は限定的に解釈されるべきことになります。さらに、その場合の受託者の合意は信託の事務処理の一環とも考えられますので、自分の利益のために合意するかどうかを決めるということではなく、善管注意義務や忠実義務が及ぶというわけであって、自らの利益のために合意をしないとすれば、受託者の義務違反となるのではないかということも考えられるわけです。

さらに、裁判所の判断の姿勢は、信託契約を通常の契約のように捉えて信託条項を機械的に解釈、適用するというものであって、信託の性質を組み込んだ解釈をすべきであるということも指摘されています。ここで想定されている信託はどういうものか、この文脈における家族の信託は、委託者の意図を実現するためのメカニズムであると、そういう信託の構造や捉え方ということになります。

これに対し、異なる指摘もあります。まさにBが主張したように、本件の信託は、委託者だけではなく、委託者とその家族のプランニングであるという考え方です。委託者が年を重ねる中で、家族間の財産承継や、また、このケースではAに相当額の借入れがあり、その大半をBが連帯保証していましたので、それらの債務の清算と財産の承継を円滑に行うように、Aが生存中は生活が立ち行くよう、あるいは従前と変わらない生活が送れるようにしつつ、Aの死亡に備えた家族の相続対応のアレンジであったという理解をすることも可能です。そのようなアレンジからしますと、このようなアレンジメント自体の安定

性のために、信託の任意の終了はAが自由に行えるとするのではなくて、関係者が合意してするということになるというわけです。

さらに言えば、Bに財産を承継させていくことが重要な狙いであるならば、財産は受託者に帰属させるとなっていますが、いわゆる帰属権利者ではなくて残余財産の受益者であると見ることも可能であって、もしBが残余財産の受益者であったならば、委託者と受益者との合意による信託の終了という信託法164条1項の規定によっても、Aだけではやはり信託終了はできなくて、AとBの合意が必要ということになりますので、その規律にも即するということになるわけです。

いずれと考えるべきなのか、その点の議論もありますが、ここで注目したいのは、家族の信託によるプランニングにおいて関係者が一体何を念頭に置いていたのか、また、信託が果たす役割について異なる考え方があることです。それにしても、本件の信託はわざわざ公正証書で信託契約がされていまして、実は公証人が、信託と並んで、別の方法として、死因贈与契約と任意後見契約を組み合わせる方法もあることを伝え、その場合の必要な書類についてメモも交付していたのですが、Aは、信託でよいとして信託契約の締結に至ったということですが、Aが本当に理解して信託を選択していたのか、やや疑問にも思われるところです。公証人の関与のもとで信託が設定されたにもかかわらず、その数ヶ月後には委託者が信託の有効性を争い、その無効や覆滅を主張するという事態に至っているのは、委託者は本当に何を狙いとして信託をしたのか、信託という選択肢が適切であったのか、十分に理解をしていたのかという疑問を投げかけないではおきません。

この信託や、この家族関係がどうであったのかは、判決からは分からぬところがあります。シナリオとしても、2つのシナリオが可能なように思われます。一方では、長男の配偶者が今まで一緒にラーメン屋さんを盛り立ててきて、今も同居しているのはEであって、この人に報いるべくというAの意向にもかかわらず、Bが、Eと折り合いも悪く、同居もせずに、信託を使って自分の方に財産を寄せようとしているという見方があります。それに対してもう一方には、Eの方がAを取り込んでいるという見方もあります。Bとしてはこれまでの借財について連帯保証をし、そのままであれば家族の財産として承継されていくはずであるところ、しかも、養子縁組がなければ子供はBしかいないという状態であるのに、Dが亡くなつて翌年また翌年という段階で、そして家族である実子Bに相談もなく、Bが知らないうちに養子縁組をされているというはどうなのか。このような事態を前に防衛するための信託であるという話のようにも見えるわけです。2つのシナリオのうち、実際のところどちらなのか、あるいはもっと違う事情であるのかは、全く分かりません。分からぬのですけれども、分からないからこそと言いますか、信託を使う場合に、一体どのような狙いで何のために信託を使うのか、あるいは、別の手法と比較したときに本当にこの関係者にとってこれがよいのかを見極める必要があることをこの事例は示しているように思われます。

信託の制度は、英米法においてはその裁判所の役割は後見的な役割であるとされています。裁判所は、一般的ディールにあたるような契約の場合の互いが争つて主張を戦わせそれに対し判断をするという中立的な審判者と

しての立場に対して、信託においてはむしろ後見的な役割を担っていくと言われています。これに対し、日本の信託法は、平成18(2006)年の現信託法の制定の際に、そのための手がかりであった旧信託法の規定、すなわち、受託者が営業として引受けをした信託(営業信託)を除き、受託者の信託事務は裁判所の監督に属するとする旧41条1項は、削除され、各種の適正化のための措置のもと、当事者自治に委ねて信託行為の定めを尊重する方向に舵を切っている面があります。

そして、現実の裁判例においても、少なくともこの判決においては、一般的の契約におけるように信託条項の解釈がされ、それぞれの当事者の利益状況が考慮されているということであつて、かなり英米の信託とは異なる裁判所のイメージであり判断であるように思われます。裁判所は、一般的の契約紛争と同様に、委託者の設計といったコンセプトではなく、委託者と受託者という契約当事者間での中立的な審判者、判断者として紛争解決に当たつているようにも見えます。これも変わっていくのかもしれません、これを前提とすると、信託契約にどのような規定を入れるのかが非常に重要になってきます。

そのためには、信託によって何をしようとしているのかということを確認する必要があるわけで、当事者の意向の確認や、この選択について十分理解しているのかというような確認が重要であり、ちょうど金融商品の取扱いと非常に共通してくるわけです。さらには、信託の運営にあたっての伴走も望まれるところです。

特に、家族の一員が受託者になるような場合には、その監督の問題があります。家族の信託については監督なき信託と言われたりす

るわけですが、受託者の事務処理の適正をどう図っていくかということが重要な課題です。家族の一員が受託者となり受益もするという場合、それが直ちに信託を無効とするわけではありませんが、例えば信託銀行や信託会社が受託者となる場合とは大きく様相を異にすることがありますので、このようなことをして大丈夫かという疑問や問題は生じてきます。例えば、信託終了時の財産が受託者に帰属するという場合、受益者に色々給付をしなければ自分に回ってくる部分が多くなるというような利益相反や、受託者による消極的な権限の濫用といったことも出てくるわけで、利益相反の考え方など、様々に検討することが必要になります。それを信託設定の一時点での理解しているという状態を確保するのは非常に困難ではないかと思われます。そうすると、伴走ということが必要になってくるのではないかと思われます。

現在の「家族信託」は、思っていなかったような信託ができてしまい、紛争へと至っているように見えます。裁判例に登場するのはごく例外的なものであって、多くは有用な利用であって、当事者が満足しているのかもしれません。しかしながら、そうではないのかかもしれません。数年前に、溜箭将之教授は、「信託が泣いている」と指摘されました（溜箭将之「信託が潜在力を発揮するには」信託法研究45号（2021年）5頁）。信託には様々な利用可能性や活用可能性がありますが、なかなかきちんと使ってもらえないでその潜在力を発揮できず信託が泣いているというのです。これに対し、もっと有効な事例を取り上げる

べきで、失敗例を取り上げて難癖をつけるよりも、成功例を取り上げてベストプラクティスを称揚すべきだということも言われるのですが、このような紛争が裁判でも目立つようになっているのは確かであって、これが集積していくと、家族の信託という局面での信託の利用は健全には育っていないのではないかと恐れます。

それはひいては、信託とは怪しいものであるという形で信託の評判自体を落とすことになりかねないので懸念しています。信託の法技術性を考えると、家族の信託における理解の普及が、まだまだ身近であって当然に知っている状況ではないことを考えると、専門家のサポートがなお必要とされているように思われます。専門家が関与する以上は合理的なコストの回収ができるものでなければならぬのですが、そのような有償で身近なサービスの提供を考えることはできないでしょうか。

そして、これまで信託への期待や信託の信頼性、安定性に大きく寄与してきたのは信託協会やそのもとでの信託銀行、信託会社であることを考えると、この局面において自らが受託者となって様々な商品設計をしていくということには限界があるのかもしれません。いわばサポート役として、知識の普及や相談、モデルの提示と、様々に活躍いただける機会は非常に多く、また、それも期待されているのではないかと考えるところでござります。

ご清聴ありがとうございました。

(おきの・まさみ)